

姫島村子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業 補助金交付要綱

平成28年 5月25日

(目的)

第1条 この要綱は、子育てのための改修工事、三世代同居のための改修工事、バリアフリー改修工事を行った住宅の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、子育て世帯の住環境の向上や三世代同居による子育て及び世代間支援、高齢者の暮らしの安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「子育て世帯」とは、世帯の構成員に18歳未満（当該年度4月1日時点の年齢）の子どもがいる世帯をいう。
- (2) 「三世代同居世帯」とは18歳未満（当該年度4月1日時点の年齢）の子どもを含む三世代が同居する世帯をいう。
- (3) 「高齢者世帯」とは、世帯の構成員に65歳（申請時の年齢）以上の高齢者がいる世帯をいう。
- (4) 「子育てのための改修工事」とは、子育て世帯が行う住宅の改修工事で、別表1に掲げる要件を満たす工事をいう。
- (5) 「三世代同居のための改修工事」とは、三世代が同居するために行う住宅の改修工事で、別表2に掲げる要件を満たす工事をいう。
- (6) 「バリアフリー改修工事」とは、高齢者世帯が行う住宅の改修工事で、別表3に掲げる要件を満たす工事をいう。
- (7) 「公的年金等」とは、所得税法第35条第3項に掲げる年金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、村内に居住し、村民税を滞納していない住民登録又は外国人登録を有する次の各号に掲げる者とする。

- (1) 子育て支援型
子育てのための改修工事を行う住宅の所有者等
- (2) 三世代同居支援型
三世代が同居するための改修工事を行う住宅の所有者等
- (3) 高齢者バリアフリー型
バリアフリー改修工事を行う住宅の所有者等

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

ただし、補助金の額で千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

事業区分	補助対象経費	補助金の額
(1)子育て支援型	子育てのための改修工事に要する経費	補助対象経費の2／10以内とする。 ただし、1戸あたり30万円を限度とする。
(2)三世代同居支援型	三世代が同居するための改修工事に要する経費	補助対象経費の5／10以内とする。 ただし、1戸あたり75万円を限度とする。
(3)高齢者バリアフリー型	バリアフリー改修工事に要する経費	補助対象経費の2／10以内とする。 ただし、1戸あたり30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 世帯員全員分の住民票
- (3) 世帯員全員分の前年の所得額が分かる証明書（高校生以下で所得がないものは除く。）
- (4) 改修工事の内容を示す平面図及びその他の図面
- (5) 改修工事費の内訳書（見積書）
- (6) その他村長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、同一住宅について1回限りとする。

3 子育て支援型、三世代同居支援型、高齢者バリアフリー型の補助事業のうち複数の事業を同一年度に申請しないこと。

(補助金の交付決定通知)

第6条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金交付の適否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）又は、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。また、交付決定通知書により通知する場合、村長は必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更申請)

第7条 申請者は、補助金の決定通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。村長は、本条の申請があったときは、前条の規定を準用する。

(補助事業の取り止め申請)

第8条 申請者は、補助事業を取り止めようとするときは、あらかじめ取り止め申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 完了報告は、補助事業完了報告書（様式第6号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い期日までに、提出しなければならない。

- (1) 改修工事に係る工事代金の領収書の写し
- (2) 改修工事の実施箇所の写真（着工前、施行状況及び完了）
- (3) 補助金交付請求書（様式第7号）
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 村長は、前条の報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第8号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 補助金の支払いは、前条の規定による補助金の額の確定後、支払うものとする。

(交付決定の取り消し等)

第12条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において既に補助金が交付されているときは、村長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により村長に提出した書類に偽りの記載があつたとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があつたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年 5月 25日から施行する。
- 2 高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業費 補助金交付要綱は、廃止する。

別表1 子育て支援型

次に掲げる4つの要件を全て満たす工事とする。

1 世帯要件	子育て世帯(※)で、かつ、世帯員全員の前年の所得総額が600万円未満の世帯が行う工事 (※4月1日時点で18歳未満の子どもがいる世帯)
2 住宅要件	村内にあり、子育て世帯が居住している住宅で行う工事(既存住宅を購入する場合を含む。) ただし、離れ等の付属棟は除く。店舗等の用途を兼ねる場合は、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1／2未満のものを含む。 マンション等の共同住宅も対象とする。ただし、専有部分のみとする。 昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にあっては、耐震・リフォームアドバイザー派遣制度を利用すること。
3 工事要件	次の第1号から第8号の一以上を行い、かつ、第11号を満たす工事(第1号から第8号の一以上とあわせて行う第9号又は第10号を含む。) (1)子ども部屋等の増築工事 子ども部屋等とは、子ども部屋のほか収納、廊下を含む。(以下「子ども部屋等」という。) (2)子ども部屋等の間取り変更工事 (3)子ども部屋等の内装改修工事 (4)子どものために行う便所改修工事 (5)子どものために行う浴室、洗面所改修工事 (6)子ども用の机やベッド設置のため畳を板張りに変更する工事 (7)ベビーカー用スロープ設置工事 (8)その他村長が認める子どものために行う改修工事 (9)省エネ改修工事 (10)宅内配管設備工事(合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。) (11)補助対象工事費が30万円以上の工事
4 施工者要件	次の各号の一に該当する施工者が行う工事 (1)村内に本店を有する法人 (2)村内に住民票がある個人

別表2 三世代同居支援型

次に掲げる4つの要件をすべて満たす工事とする。

1 世帯要件	1 8歳未満の子どもを含む三世代以上で構成される世帯（予定を含む※） ※出産や転居等により申請日以降に三世代同居となる世帯
2 住宅要件	村内にある既存住宅で行う工事（既存住宅を購入する場合を含む。） ただし、昭和56年5月以前に建てられた一戸建ての木造住宅にあっては、本事業におけるリフォーム完了後まで耐震性を有するものとする。
3 工事要件	次の第1号を満たす工事（あわせて行う第2号から第5号を含む）及び当該工事に係る調査及び設計料を含む (1) 三世代が同居するために行う以下の要件を満たす工事 ①玄関(※)、②トイレ、③浴室(脱衣所を含む)、④キッチン、の4つの部位のうち1部以上を増設（改修による増設及び増築による増設）し、増設後に2部以上が複数となる工事 ※「玄関」とは建物の外部から世帯内外の人が建物内の主要な室に出入りできる部位をいう。 (2) 世帯を区切るために間仕切り壁やドアを設置（移設を含む）する工事 (3) その他村長が認める改修工事 (4) 省エネ改修工事 (5) 宅内配管設備工事 ((1)に伴う工事及び合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。)
4 施工者要件	次の各号の一に該当する施工者が行う工事 (1) 村内に本店を有する法人 (2) 村内に住民票がある個人

別表3 高齢者バリアフリー型

次に掲げる4つの要件を全て満たす工事とする。

1 世帯要件	高齢者世帯で、かつ、世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満の世帯が行う工事（高齢者と高齢者以外（18歳未満の世帯員を除く）からなる世帯の所得においては、公的年金等を除く。）
2 住宅要件	<p>村内にあり、高齢者世帯が居住している住宅で行う工事（既存住宅を購入する場合を含む。）</p> <p>ただし、離れ等の付属棟は除く。店舗等の用途を兼ねる場合は、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1／2未満のものを含む。</p> <p>マンション等の共同住宅も対象とする。ただし、専有部分のみとする。</p> <p>昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にあっては、耐震・リフォームアドバイザー派遣制度を利用すること。</p>
3 工事要件	<p>次の第1号から第10号の一以上を行い、かつ、第13号を満たす工事（第1号から第10号の一以上とあわせて行う第11号又は第12号を含む。）</p> <p>(1)高齢者用の寝室等の増築工事 寝室等とは、寝室のほか収納、便所、浴室、洗面所および廊下を含む。（以下「寝室等」という。）増築部分は、段差をなくす等高齢者に配慮した仕様にすること。</p> <p>(2)高齢者用の寝室等の間取り変更工事</p> <p>(3)高齢者用の寝室等の内装改修工事</p> <p>(4)床の段差解消工事、スロープ設置工事</p> <p>(5)手すり設置工事</p> <p>(6)高齢者のために行う便所改修工事</p> <p>(7)高齢者のために行う浴室、洗面所改修工事</p> <p>(8)高齢者用のベッド設置のため畳を板張りに変更する工事</p> <p>(9)車椅子対応型流し台設置工事</p> <p>(10)その他村長が認めるバリアフリー改修工事</p> <p>(11)省エネ改修工事（ヒートショック対策工事を含む）</p> <p>(12)宅内配管設備工事（合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。）</p> <p>(13)補助対象工事費が30万円以上の工事</p>
4 施工者要件	<p>次の各号の一に該当する施工者が行う工事</p> <p>(1)村内に本店を有する法人</p> <p>(2)村内に住民票がある個人</p>

